

児童発達支援事業（児童発達支援センター及び重症心身障害児以外）
の基本報酬区分判定について

児童発達支援については前年度の延べ利用人数の実績に応じて判定することとなっており、毎年見直しが必要になります。

前年度実績により報酬区分に変更がある場合は、下記のとおり届出をお願いいたします。

なお、令和6年度報酬改定において変更とはなっておりませんので例年通りの確認をお願いします。

記

- 1 対象事業所 令和5年4月1日以前に指定を受けた事業所（令和5年4月1日指定も含む）
のうち、報酬区分が変更となる事業所
※新設等で令和5年度の実績が1年未満の事業所は、別の取扱いとなります。
- 2 提出期限 令和6年4月15日（月）【厳守】
- 3 提出書類
 - ・障害児通所給付費算定に係る体制等に関する届出書（様式第6号）
 - ・障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）
 - ・報酬算定区分に関する届出書（児童発達支援）（別紙2）
- 4 提出方法 郵送又は持参（可能な限り郵送をお願いします）
- 5 留意事項 本届出の対象は報酬区分が変更となる事業所ですが、全ての事業所において「報酬算定区分に関する届出書」を用いて実績により判定し、報酬区分の変更の有無を確認してください。
また、判定の根拠となる書類については、必ず保管しておいてください。